青森市職員定数条例(平成十七年条例第三十四号)新旧対照表

(職員の定数及びその配分)

第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び 第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 の第三欄に掲げるとおりとする。この場合 において、職員の定数の当該事務部局内の 配分は、同表の第四欄に掲げるものが定め るものとする。

| 所属区分 | 職員の定 | 職員の定 職員区分 数 数の配分 市長の事務市民病院 千三百八 市長 部局の職員 を除く事 十一人 務部局 (うち福 祉事務所 二百五十 四人) 市民病院 | 六百六十 九人 二十二人 議長 議会の事務 部局の職員 教育委員会 事務部局 百八十八 教育委員 の所管に属 する職員 学校 百八人 十一人 選挙管理委 選挙管理 委員会委 員会の事務 部局の職員 員長 十<u>一人</u> 代表監査 監査委員の 委員 事務部局の 職員 農業委員会 十九人 農業委員

の事務部局

公営企業の水道事業、二百七十

事務部局の 公共下水 五人

の職員

(職員の定数及びその配分)

第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び 第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 の第三欄に掲げるとおりとする。この場合 において、職員の定数の当該事務部局内の 配分は、同表の第四欄に掲げるものが定め るものとする。

<u> </u>	, 00			
職員区分	所属区分	職員の定	職員の定	
		数	数の配分	
市長の事務	市民病院	千三百十	市長	
部局の職員	を除く事	八人		
	務部局	(うち福		
		祉事務所		
		二百三十		
		<u>六人</u>)		
	市民病院	七百五人		
議会の事務		二十二人	議長	
部局の職員				
教育委員会	事務部局	百八十八	教育委員	
の所管に属		人	会	
する職員	学校	百二十六		
		人		
選挙管理委		十一人	選挙管理	
員会の事務			委員会委	
部局の職員			員長	
監査委員の		九人	代表監査	
事務部局の			委員	
職員				
農業委員会		十九人	農業委員	
の事務部局			会	
の職員				
公営企業の	水道事業、	二百七十	公営企業	
事務部局の	公共下水	五人	管理者	

会

公営企業

管理者

議案第 146 号関係資料 2 令和 6 年 12 月 12 日 総務企画常任委員会資料 総 務 部

改正後			改正前				
職員	道事業及 び農業集 落排水事 業 自動車運 送事業	百九人	-	職員	道事業及 び農業集 落排水事 業 自動車運 送事業	<u>百五十四</u> 人	
青森地域広 域事務組合 への派遣職 員 合計		四百四十 九人 三千二百 四十二人	市長	青森地域広 域事務組合 への派遣職 員 合計		四百三十 三人 三千二百 六十人	市長